

<電子メール・ファクシミリ施行>

医人第113号
令和4年5月31日

各医療機関の管理者 殿

宮城県保健福祉部長
(公印省略)

令和4年度新型コロナウイルス感染症対応看護職員等の人材確保事業費補助金の交付申請書の提出について(通知)

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、別紙写しのとおり厚生労働省から通知がありましたので、補助金の交付を希望する場合は、下記により交付申請書を御提出願います。

なお、提出書類等については、当部医療政策課ホームページにも掲載しておりますので、御活用願います。

記

1 事業名

小学校の臨時休校等に伴う病院内保育所等の対応に係る財政支援事業

2 事業概要

実施主体となる医療機関に勤務する職員の子が通う小学校又は特別支援学校が臨時休校(新型コロナウイルス感染症に起因するものに限る。)となった場合に、病院内保育所等が臨時・追加的に学童保育を実施した際に、追加的に人員を配置することに要する経費の財政支援を行う。

3 提出書類

- ・第1号様式 交付申請書
- ・別紙1 所要額調書
- ・別紙2 事業計画書
- ・収入支出予算書抄本

4 提出期限

令和4年6月20日(月)正午【必着】

5 提出方法及び提出先

電子メールによる。

宮城県保健福祉部医療人材対策室医師定着推進班宛て

メールアドレス: iryozint@pref.miyagi.lg.jp

※交付申請書は県でとりまとめた後に厚生労働省に提出します。

6 留意事項等

- (1) 事業内容については、別紙の実施要綱及び交付要綱の「小学校の臨時休校に伴う院内保育所等の対応に係る財政支援事業」の項目をご確認ください。
- (2) 学童保育の設備及び運営については、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」の規定に基づき、取り扱われていなければいけません。

<通知文、提出書類掲載：宮城県保健福祉部医療政策課ホームページ>
新型コロナウイルス感染症関係通知（医療機関向け）等
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryou/>

担当 医療人材対策室 医師定着推進班 愛田 電話 022 (211) 2692 メール iryozint@pref.miyagi.lg.jp



事務連絡

令和4年5月27日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局医療経理室

令和4年度（令和3年度からの繰越分）新型コロナウイルス感染症対応看護職員等の人材確保事業費補助金の交付申請書の提出について

日頃より、補助金業務の円滑な運営にご協力いただきありがとうございます。
標記について、令和4年度も引き続き実施することとなりました。
つきましては、事業の対象となる施設等へ周知いただくとともに、下記のとおり事業計画書の提出期限等をお知らせしますので、ご対応方よろしく願いいたします。

記

1 交付申請書の提出を依頼する事業

補助金名	提出期日
(1) 新型コロナウイルス感染症対応看護職員等人材調整事業 (都道府県が行う都道府県内人材調整事業)	<u>令和4年6月21日</u>
(2) 新型コロナウイルス感染症対応看護職員養成事業 (都道府県が行う研修実施事業)	
(3) 小学校の臨時休校等に伴う病院内保育所等の対応に係る財政支援事業	

2 提出資料

(1) 新型コロナウイルス感染症対応看護職員等人材調整事業(都道府県が行う都道府県内人材調整事業)

第1号様式(交付申請書)

- ・別紙1(所要額調書)
- ・別紙2(事業計画書)
- ・収入支出予算書抄本

(2) 新型コロナウイルス感染症対応看護職員養成事業(都道府県が行う研修実施事業)

第1号様式(交付申請書)

- ・別紙1(所要額調書)
- ・別紙2(事業計画書)
- ・別紙2-2 基準額算出調書
- ・収入支出予算書抄本

(3) 小学校の臨時休校等に伴う病院内保育所等の対応に係る財政支援事業

第1号様式(交付申請書)

- ・別紙1(所要額調書)
- ・別紙2(事業計画書)
- ・別紙2-2 基準額算出調書
- ・収入支出予算書抄本

※管内の施設から申請書の提出があった際はとりまとめの上必ず進達文書と合わせ提出すること。

3 留意事項

※書類の作成においては、今回送付する様式を使用すること。また、補助事業者への参考資料の提出依頼は必要最低限とすることをお願いします。

※小学校の臨時休校等に伴う病院内保育所等の対応に係る財政支援事業は、国からの直接補助事業であるため、都道府県における財政措置は不要であること。

※交付申請に当たっては、関係法令、実施要綱及び交付要綱等を遵守し、疑義については、事前に以下の連絡窓口まで照会すること。以上

【※）担当者】

厚生労働省医政局医療経理室 盛田 morita-akira.ze8@mhlw.go.jp